

記入例

①請求書(預かり保育等)
保護者が作成するもの

請求日 令和●年9月1日

(宛先) 府中町長

施設等利用費請求書

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和●年4月～令和●年7月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の... 施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先を...
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項を確認することとします。

記入例では、4月～7月の4か月分を請求する場合です。

1. 申請者と認定子どもが、府中町内に居住すること。
2. 実際に利用していることを府中町が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を府中町が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を府中町が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	フチュウ イチロウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	S54 年 10 月 10 日
氏 名	府中 一郎			現住所	広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号 電話: 000-000-0000
	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です				

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ	フチュウ アユム	生年月日	H28 年 5 月 10 日
氏 名	府中 歩		

請求期間中に途中入園や途中退園をされた場合は、その該当日を記入してください。

府中町内の幼稚園、認定こども園等の場合は、記入不要

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部

フリガナ	フチュウヨウチエン	在 地	
施設名称	府中幼稚園	(町外の場合は、所在地を記入)	電話: 111-111-1111
振込口座は請求者(申請者)名義の口座となります。	状況	☒ 期間中継続 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	
上記で、途中入園・退園した場合はその年月日を記入			年 月 日

4. お振込先を記入して下さい(※初回のみ記入。請求者の口座に限る。)

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
府中 銀行・信用金庫 府中 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合 出張所	口座名義(カタカナ)	フチュウ イチロウ

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の請求ができる場合は記入(※1)

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

フリガナ	〇〇ニンカガイホイクエン	所在地	〇〇市〇〇区〇〇番地
① 施設・事業名	〇〇認可外保育園		
フリガナ			
② 施設・事業名			
フリガナ			
③ 施設・事業名			

請求ができる場合は、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。
上記の場合以外での利用は請求することができません。
※認定こども園つばめは上記の対象施設ではありません。

※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです

在園する園と認可外保育施設を利用した場合、今回の例では、
(d)と(e)の合計額(12,000円) > 上限額(11,300)を比較して
金額の小さい11,300円を記入します。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(e) ※2	請求額(f) 「d + e」か月額上限額の小さい方を記入※4
	施設に支払った金額(a) ※3	利用日数(b)	対象額(c) (450×利用日数)	aとcの金額の低い方を記入(d)		
令和●年 4 月	7,000 円	16 日	7,200 円	7,000 円	5,000 円	11,300 円
令和●年 5 月	6,000 円	15 日	6,750 円	6,000 円	0 円	6,000 円
令和●年 6 月	9,250 円	20 日	9,000 円	9,000 円	0 円	9,000 円
令和●年 7 月	4,000 円	10 日	4,500 円	4,000 円	0 円	4,000 円
年 月	円	日	円	円	円	円
合 計						30,300 円

- (a)施設に支払った金額・・・領収書に記載してある「利用料」(おやつ代等の諸経費は含まれません)
 (b)利用日数・・・預かり保育を利用した日数
 (c)預かり保育事業の対象額・・・(b)×450円
 (d)預かり保育事業の基準額・・・(a)と(c)を比べて少ない方を記入してください。
 (e)認可外保育事業等に支払った金額・・・※2の施設を利用した場合、領収書記載の「利用料」を記入してください。
 (f)請求額の基準額・・・※4の上限額と『(d)と(e)の合計額』を比べて金額の少ない方を記入してください。
 ・第2号認定(3歳となった翌年度4月1日～小学校就学前の子ども)月額上限11,300円
 ・第3号認定(0歳～3歳となった年度の3月31日までの子ども)月額上限16,300円

※転入や転出により、月途中で認定開始や終了する場合日割り計算となります。

- ※2 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
 ※3 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。
 ※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「d + e」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

※ご不明な点は府中町子育て支援課 (082-286-3168) までお問合せください。